



憲法週間行事について

5月3日は、憲法記念日です。

日本国憲法は昭和22年5月3日に施行されましたが、その施行を記念し、国の成長を期するためにこの日が憲法記念日とされました。

裁判所、検察庁、法務局及び弁護士会では、毎年、憲法記念日を中心とする5月1日から同月7日までの1週間を憲法週間とし、左記の行事を行っておりますので、ご利用下さい。

1. 無料法律・人権相談所の開設

土地、家屋、交通事故、金銭の貸借、離婚、相続、人権、子供の非行・人権、登記などの法律問題でお困りの方は、お気軽にご利用ください。(事前申込み不要)

開催日	受付時間	場 所	住 所
5月7日(火)	9時30分～11時30分	岡山地方・家庭裁判所 倉敷支部会議室	倉敷市幸町3-33
5月8日(水)	13時00分～15時00分	岡山地方・家庭裁判所 新見支部会議室	新見市新見1222
5月9日(木)	9時30分～11時30分	岡山弁護士会館会議室	岡山市北区南方1-8-29
5月10日(金)	10時00分～12時00分	岡山地方・家庭裁判所 津山支部会議室	津山市椿高下52

お問い合わせ先

岡山地方裁判所事務局総務課広報係
岡山市北区南方1-8-42 (電話: 086-222-6771)

館長のガラストーク



「エパーン」
小牟禮尊人(2011年)

小牟禮尊人「エパーン」2011年

この作品は、2012年5月に妖精の森ガラス美術館の工房で開催された、小牟禮さんの公開制作の際に制作されたものです。

エパーンは18世紀頃からヨーロッパで広く用いられた食卓の飾り物で、初期には花や果物、砂糖などを入れる食器の仲間でしたが、コース料理が普及するにつれて次第に装飾品になったものです。

小牟禮さんはウランガラスを用いて、中央部分に1本、そしてそれを取り巻く3本の花を配し、それぞれ白い縁取りを施しています。これは、当館の1階に展示してある、1885年頃に制作されたヴィクトリア朝のエパーンに敬意を表したものです。

ヴィクトリア朝のものが白や青の占める割合が多いのに対し、小牟禮さんの作品はふんだんにウランガラスを使い、肉厚のダイナミックな造形を行っているので、ウランガラスの蛍光が一段と効果的に輝き出ています。

小牟禮さんは秋田公立美術大学の教授として後進の指導に当たっていますが、2004年から06年まで、テレビ東京テレビチャンピオンのガラス職人選手権で3連覇の偉業を成し遂げた吹きガラスの名人です。公開制作の時には、このほか「みずりん」と麦わら帽子のような広い縁をもつ「花器」を制作しました。どちらも会場に展示してあるので、この企画展の間に、是非、ご覧ください。

妖精の森ガラス美術館 館長 畠山 耕造

<展覧会情報>上齋原で作られたウランガラス“ウランガラスの光りと輝き”展 2013年4月3日(水)～2013年7月8日(月)

お問い合わせ先 妖精の森ガラス美術館 電話 (0868) 44-7888